（取引・物価対策課の所掌事務）

第十条　取引・物価対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第五号から第七号まで及び第九号から第十一号までに規定する者と事業者との間の取引の適正化に関する施策に共通する基本的な事項の企画及び立案に関すること。

二　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による宅地建物取引業者の相手方等（同法第三十五条第一項第十四号イに規定するものに限る。）の利益の保護に関すること。

三　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の規定による旅行者の利益の保護に関すること。

四　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の規定による購入者等（同法第一条第一項に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。

五　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定による購入者等（同法第一条に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。

六　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定による個人である資金需要者等（同法第二十四条の六の三第三項に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。

七　特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）の規定による預託者の利益の保護に関すること。

八　物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（表示対策課の所掌事務）

第十一条　表示対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　消費者庁の所掌に係る消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示の適正化に関する施策に共通する基本的な事項の企画及び立案に関すること。

二　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。

三　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二条第三項に規定する日本住宅性能表示基準に関すること（個人である住宅購入者等（同条第四項に規定するものをいう。）の利益の保護に係るものに限る。）。

四　特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）の規定による特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。

（食品表示課の所掌事務）

第十二条　食品表示課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること。

二　食品衛生法第二十条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する虚偽又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃの取締りに関すること。

三　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第一項から第三項までに規定する基準に関すること。

四　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第一項に規定する特別用途表示、同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する表示に関すること。

附　則

この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

内閣総理大臣　麻生　太郎

消費者委員会令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百十六号

消費者委員会令

内閣は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（部会）

第一条　消費者委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

4　部会長は、部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6　委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（議事）

第二条　委員会の会議は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3　委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　前三項の規定は、部会の議事について準用する。

（事務局長等）

第三条　委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

2　前項に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

（委員会の運営）

第四条　この政令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

（委員会の所掌事務に関する経過措置）

2　委員会は、消費者庁及び消費者委員会設置法第六条第二項に規定するもののほか、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の施行の日の前日までの間、特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百十七号）附則第三条及び割賦販売法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百十八号）附則第三条の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

内閣総理大臣　麻生　太郎